

# Chapter I

## 足立区の現状と ごみの減量推進

東京23区のあらゆるごみが集まる埋立処分場の処理能力は限られており、最終処分場を1日でも長く使用するためには、ごみの減量が不可欠です。

また、事業者の皆さんには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、健康で快適な生活を確保するため、ごみ減量の責務があります。

足立区は、ごみの発生量が多く見込まれる事業用大規模建築物の所有者には、再利用計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付けています。廃棄物管理責任者を中心に、ごみの減量と適正処理を一層推進してください。



# 1 足立区のごみの現状

区内には、中小の工場など古くからの地場産業をはじめ、数多くの事業所があり、事業活動に伴う事業系ごみも大量に発生しています。

家庭のごみ量が減少傾向にある一方で、事業系のごみ量は経済の状況や事業者数の増減などさまざまな要因により変動するため、一概に減少傾向にあるとは言えません。そのため、今後の課題として、事業系ごみの減量が挙げられます。

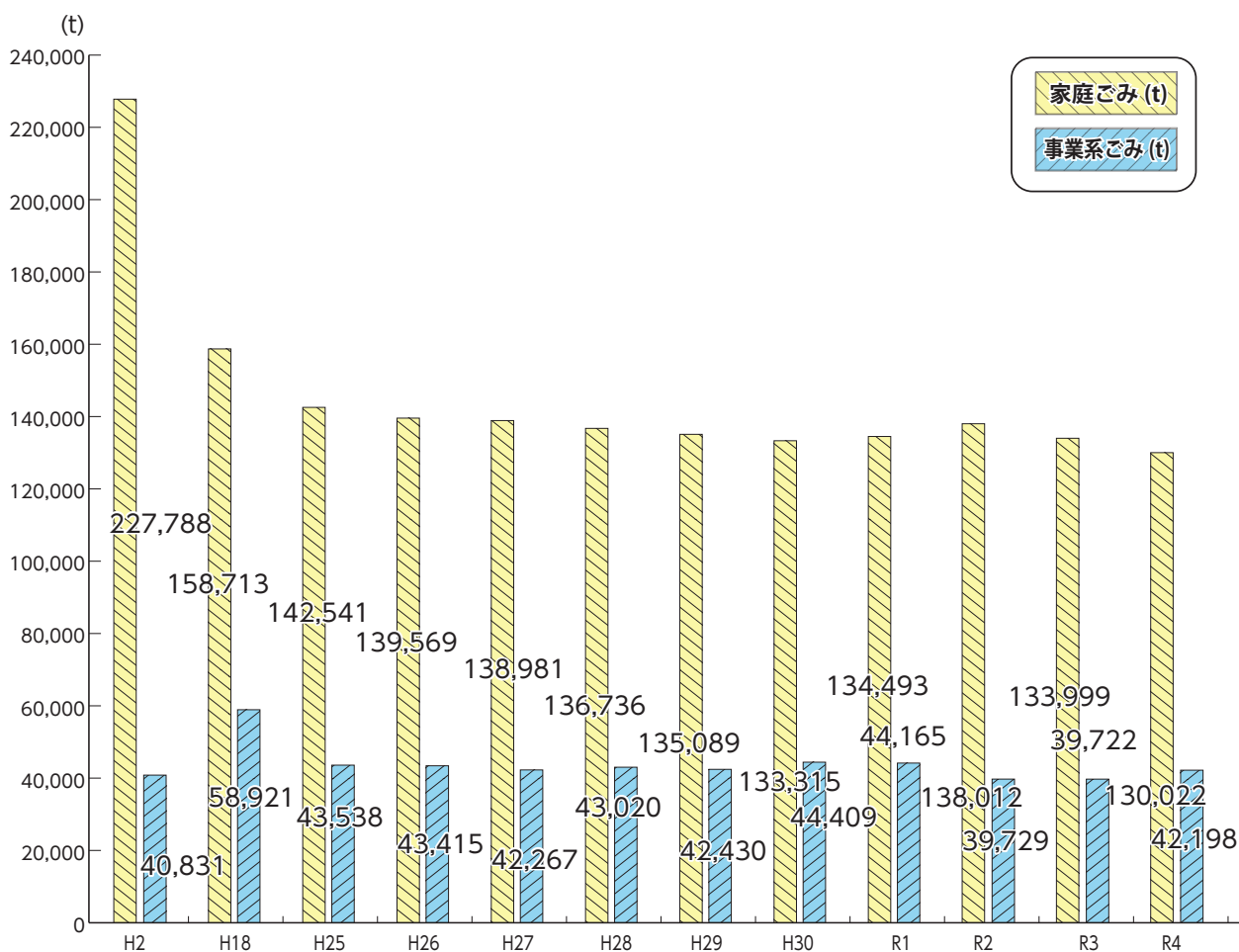


## 1 23区の処理施設へ搬入されたごみ量の推移

下記の図は、東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設(清掃工場・中央防波堤処理施設)へ運搬された足立区のごみ量です。

家庭ごみは、平成2年度は約22万7,800tでしたが、令和4年度は約13万tと約57%にまで減少しています。

事業系ごみは、ここ数年横ばいで推移してきましたが、令和4年度は約4万2,200tと増加しています。



## 最終処分場について

足立区を含めた東京23区から排出されたごみは、資源となるものを除き、燃やすごみや燃やさないごみなどを焼却・破砕などの中間処理をした後に、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で最終処分(埋立処分)しています。

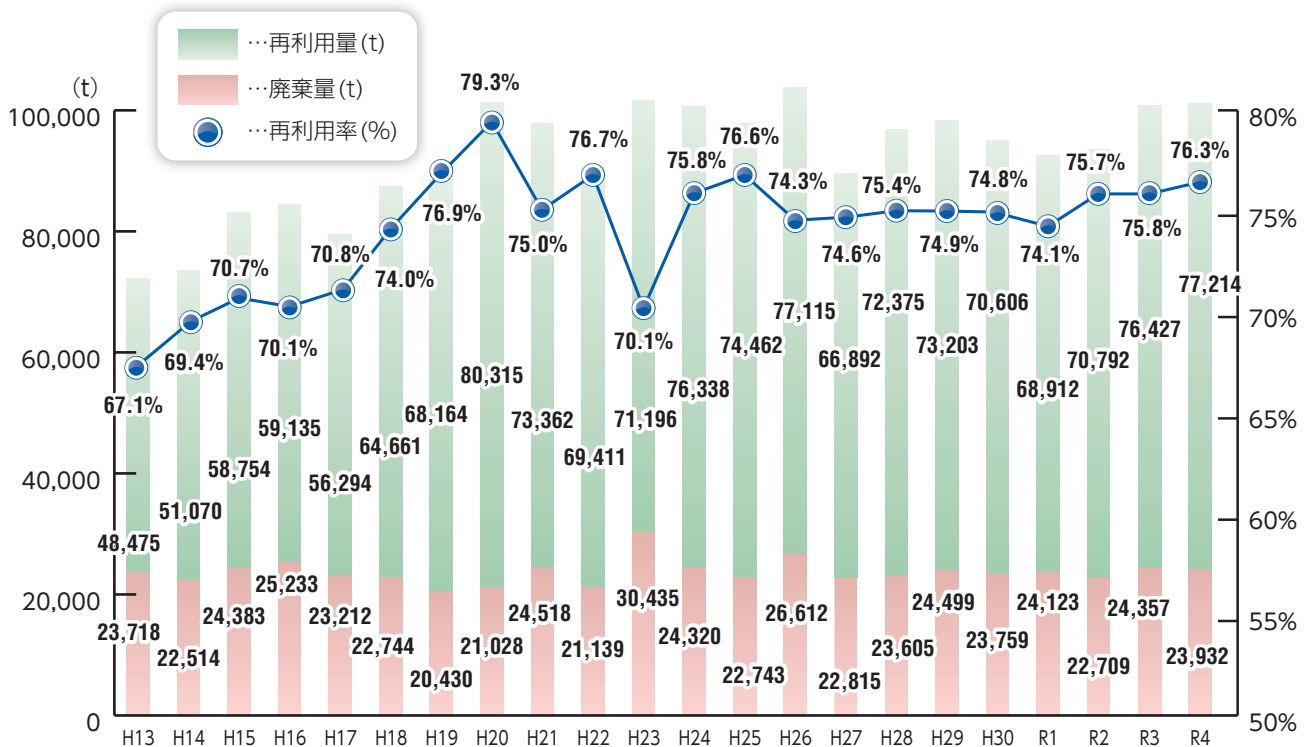
現在、埋立をしている最終処分場の新海面処分場は、23区で使える最後の処分場であり、ここ以外に埋立できる場所はありません。



## 2 23区の処理施設へ運搬されたごみ量の推移

下記の図は、平成13年度以降の足立区内における3,000㎡以上の事業用大規模建築物から発生するごみの発生量とその内訳(廃棄量と再利用量)、再利用率(再利用量÷発生量)の推移です。

事業活動に伴うごみの発生量は、平成13年度頃以降増加傾向にあります。一方、再利用率も以前と比べ向上しており、事業者の再利用の意識が高まり、実際に様々な対策を講じていただいていることがうかがえます。



## 事業系ごみの減量に大切なこと

足立区などの行政施策だけでなく、従業員一人ひとりが3Rを推進し、高い意識と行動力により、事業系ごみを減量していくことが大切です。

最終処分場を1日でも長く使用できるよう、より良い環境を次世代につないでいきましょう！

# 2 事業用大規模建築物の所有者などの責務

事業用大規模建築物とは、「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）により、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物と定義されています。

また、条例においてごみの減量に関する責務が定められています。



## 1 事業系一般廃棄物の減量

事業用大規模建築物の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければなりません。【条例：第19条第1項】

※ 事業用大規模建築物の所有者とは、建築物の所有権を有する人になります。ただし、建築物の利用形態や管理責任のあり方などにより、施設管理責任者や占有者も所有者とみなしています。

事業用大規模建築物の占有者(テナント等)は、当該事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければなりません。【条例：第19条第5項】

※ 事業用大規模建築物の占有者とは、事業活動を行っているテナントなどのことです。

## 2 廃棄物管理責任者の選任・届出

事業用大規模建築物の所有者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を事業用大規模建築物ごとに1名選任し、区長に届け出なければなりません。【条例：第19条第2項】

※ 廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届により行わなければなりません。【規則：第5条第3項】

※ また、廃棄物管理責任者を変更した場合も、同様の手続きが必要です。

※ 廃棄物管理責任者選任届の様式・記入例は次ページをご参照ください。



### 3 再利用計画書の作成・提出

事業用大規模建築物の所有者は、再利用に関する計画を作成し、事業用大規模建築物における再利用計画書を区長に提出しなければなりません。【条例：第19条第3項】

※ 再利用計画書の作成は、年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに行います。

※ 提出は、毎年5月31日までに行わなければなりません。【規則：第6条第2項】

※ 再利用計画書には建築物全体の発生量や再利用率を記載します。

そのため、テナントが入っている建築物については、テナントからの発生量も合算してください。建物内に設置されている自動販売機なども一部占有しているテナント扱いとなります。

※ 様式・記入例はP7～9を参照してください。



「再利用計画書」の様式は足立区公式ホームページからダウンロードできます。

● 「事業用大規模建築物における再利用計画書」の作成について

足立区 再利用計画書

検索

詳しくはこちら➔



URL : <https://www.city.adachi.tokyo.jp/gomi/kurashi/kankyo/gomi-kekakusho.html>

#### 行政処分

下記のいずれかの規定に違反していると認めるとき、所有者に対し改善勧告することがあります。

- ・ 事業系一般廃棄物の減量
- ・ 廃棄物管理責任者の選任・届出
- ・ 再利用計画書の作成・提出

➔ 勧告に従わない場合、事業者名などを公表することがあります。

➔ 公表後も勧告に係る措置を取らない場合、建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集運搬を拒否し、または区長の指定する処理施設への搬入を禁止することがあります。

### 4 再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置

事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければなりません。【条例：第19条第4項】

事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければなりません。





# 事業用大規模建築物における再利用計画書（表面・記入例）

第2号様式(第6条関係)  
(表面)

計画書の作成年月日を記入してください

事業用大規模建築物における再利用計画書

令和〇〇年△△月□□日

(提出先)

足立区長

建築物名称 ○△ビル

建築物所在地 足立区中央本町〇-〇〇-〇〇

所有者住所 千代田区丸ノ内〇-〇〇-〇〇

株式会社○△商事

所有者氏名 代表取締役 ○□ △◇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

1日の平均人数を記入してください

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第3項の規定により、事業用大規模建築物における令和〇〇年度の再利用計画書を以下のとおり提出します。

建築物の属性			
地上 10階 地下 2階 事業用延べ床面積 10,500㎡	建築物の用途		
複数の建築物を一括して提出する場合の建築物名称等(下4行に記入)	事務所	社	7,200㎡
建築物の名称	店舗(飲食店を除く。)	店	1,400㎡
建築物の所在地	飲食店・ホテル・式場	店	600㎡
階数(地上・地下)	工場・研究施設	所	㎡
事業用延べ床面積	倉庫・流通センター	所	㎡
当該建築物を使用している事業者の名称(別紙添付可)	医療機関	所	200㎡
○△企画 △△不動産 ○×スーパー △△屋	その他( )	㎡	
在館人員	住宅	世帯	㎡
従業員(テナント従業員を含む。)400人	共用部分		1,100㎡
外来者(通学者を含む。)1,000人	計		10,500㎡
計 1,400人			
廃棄物の種類	廃棄物収集運搬業者	許可番号	持込先
一般廃棄物	(株)□□運輸	〇〇〇〇	○×清掃工場
産業廃棄物	(有)△△商会	〇〇〇〇〇〇	(株)□◇産業
医療系廃棄物	◇◇株式会社	〇〇〇〇〇〇	△×(株)
再生資源の種類	再生資源回収業者	持込先	分別回収容器、リサイクルBOXが定着し、再生可能なものがリサイクルされるようになった。
紙類	(株)〇〇商会	(有)△×紙業	
厨芥	(有)〇△商店	□〇農園	
びん・缶	(有)×〇センター	△△産業	
廃油	◇□油脂	◇□油脂	
段ボール	△〇興業	×〇産業	
今年度の目標		廃棄物管理責任者	
1 今年度計画と前年度実績を比較して増減した理由 焼却していたシュレッダーくず・伝票類をリサイクルしたため再利用率がアップした。		選任年月日 令和〇〇年△△月□□日	
2 ごみ減量及び再利用についての今年度の目標 再利用率を10%アップさせる。		会社名 株式会社○△商事	
3 今後の具体的取り組みについて ・ビル内を定期的に巡回して分別状況を確認する。 ・テナント会議で処理量を減らすための協力をよびかける。		所在地〒 120-8510 足立区中央本町〇-〇〇-〇〇	
		所属名・職名 総務課 □△担当	
		ふりがな 足立 太郎	
		氏名 足立 太郎	
		電話番号 (3880) 〇〇〇〇	

廃棄物管理責任者が変更になったときは、「選任届」(P5参照)を提出してください

共用部分とは、雑居ビルなどで、階段、エレベーターホール、機械室など、どの用途にも属さない部分がある場合に記入してください。共用部分は、事業用床面積に含めて計算します

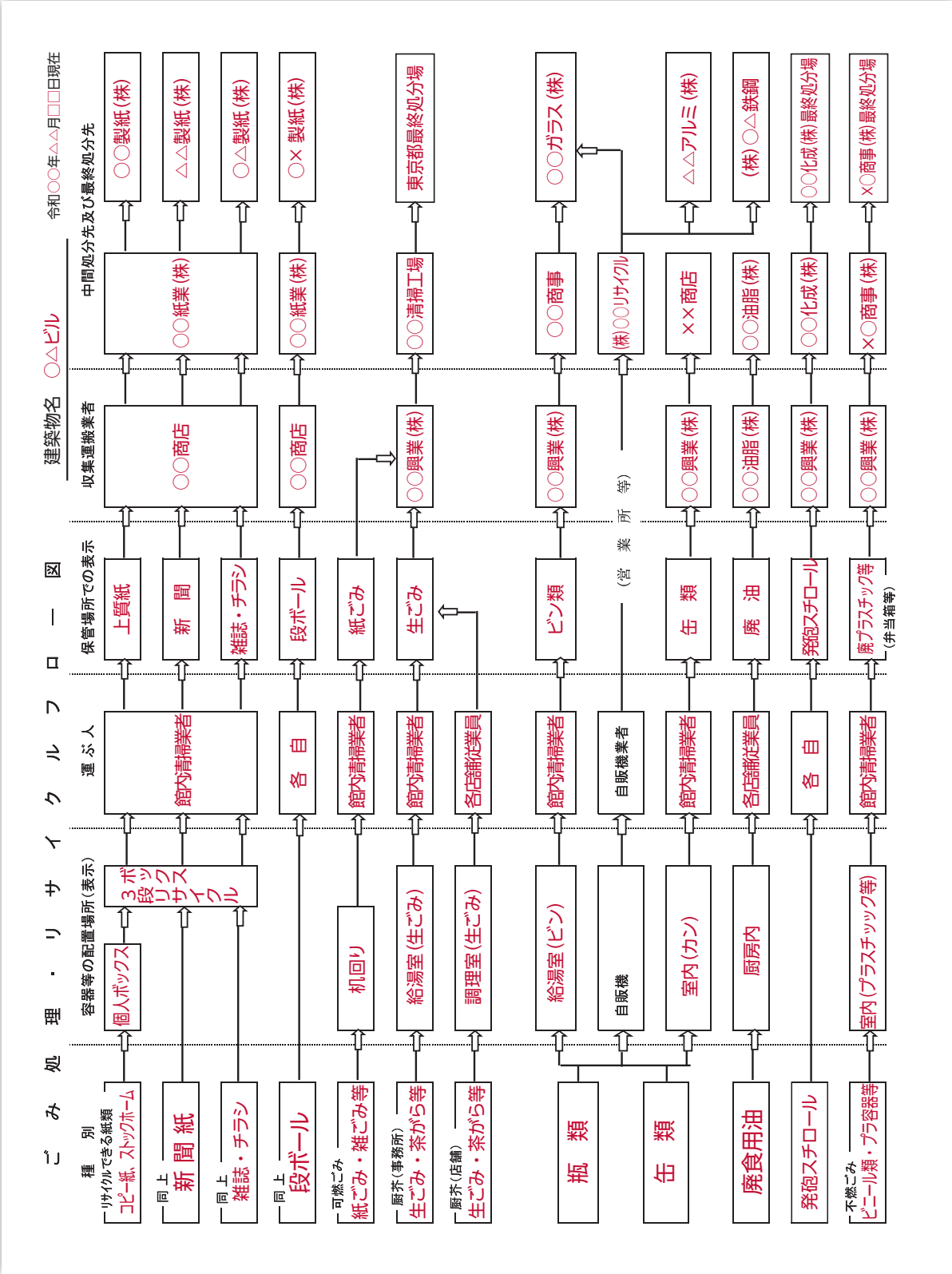
## 【提出前のチェックリスト】

- 建物にテナントが入っている場合は、「当該建築物を使用している事業者の名称」の欄にテナント名の漏れはありませんか？
- 「在館人員の従業員数」は、社員だけでなくアルバイト等全ての従業員を含めていますか？
- 記載した「廃棄物収集運搬業者」は、処理委託契約を交わしている業者と同じですか？





# ごみ処理・リサイクルフロー図（記入例）



### 【提出前のチェックリスト】

- 処理フローは、契約書や廃棄物管理票（マニフェスト）などに書かれているルートになっていますか？
- 建物内で排出している品目に、漏れはありませんか？
- 処理フローがテナントごとに異なる場合は、テナントごとにフロー図を作成していますか？

# 3 廃棄物管理責任者の役割

選任された廃棄物管理責任者は、事業所や建物におけるごみの減量とリサイクルを進めていくリーダーです。

資格要件などはありません。廃棄物管理責任者の役割は重要ですが、すべてを廃棄物管理責任者一人で進めることはできません。建物全体での一体的な取り組みが実践できる体制を作ることが重要となります。



## 1 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者とは、建築物の所有者などによって選任された、日常的に発生する事業系ごみの処理を管理、把握する実務責任者です。

廃棄物管理責任者が行う事業系ごみの減量および適正処理についての業務内容の主なものは次のとおりです。

### ① 事業系ごみの発生量、廃棄量、再利用量の日常的把握

事業系ごみの量を、廃棄物管理責任者自ら計量するなど把握しましょう。  
(詳細は P12 ① Step1 「ごみ量を把握する」 参照)

### ② 事業系ごみの処理における法令遵守と適正処理の日常的確認

事業系ごみが適切に分別され処理されているか、廃棄物管理票（マニフェスト）や報告資料を日頃からチェックしましょう。

### ③ 事業系ごみの発生・排出抑制、再利用、資源化の推進

事業所において 3 R の取り組みをどこまで行っているのか確認しましょう。(詳細は P34・35 参照)

### ④ 建物使用者と利用者に対するごみの発生・排出抑制、再利用、資源化の指導

建物を使用する従業員や利用者 1 人 1 人に、ごみの減量を意識してもらう取り組みをしましょう。

### ⑤ 区及び所有者との連絡調整

再利用計画書の作成及び区からの連絡を所有者と調整してください。

### 廃棄物管理責任者講習会

新任の廃棄物管理責任者は、ごみ減量に関する基本的知識を習得し、事業者自身の取り組みが円滑に推進できるように、足立区が実施する講習会を受講しなければなりません。講習会の開催については、新任者など受講対象者に区から通知します。

### 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

病院や工場など事業活動に伴い、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する「特別管理産業廃棄物」を取り扱う事業所には、廃棄物処理法により「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置が義務づけられています。責任者には、実務経験などの要件があります。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

#### ●東京都環境局ホームページ／特別管理産業廃棄物

URL : [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/special\\_management/plan/plan.html#cmssennin](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/special_management/plan/plan.html#cmssennin)

詳しくはこちら➡



## 2 関係者との協力と連携

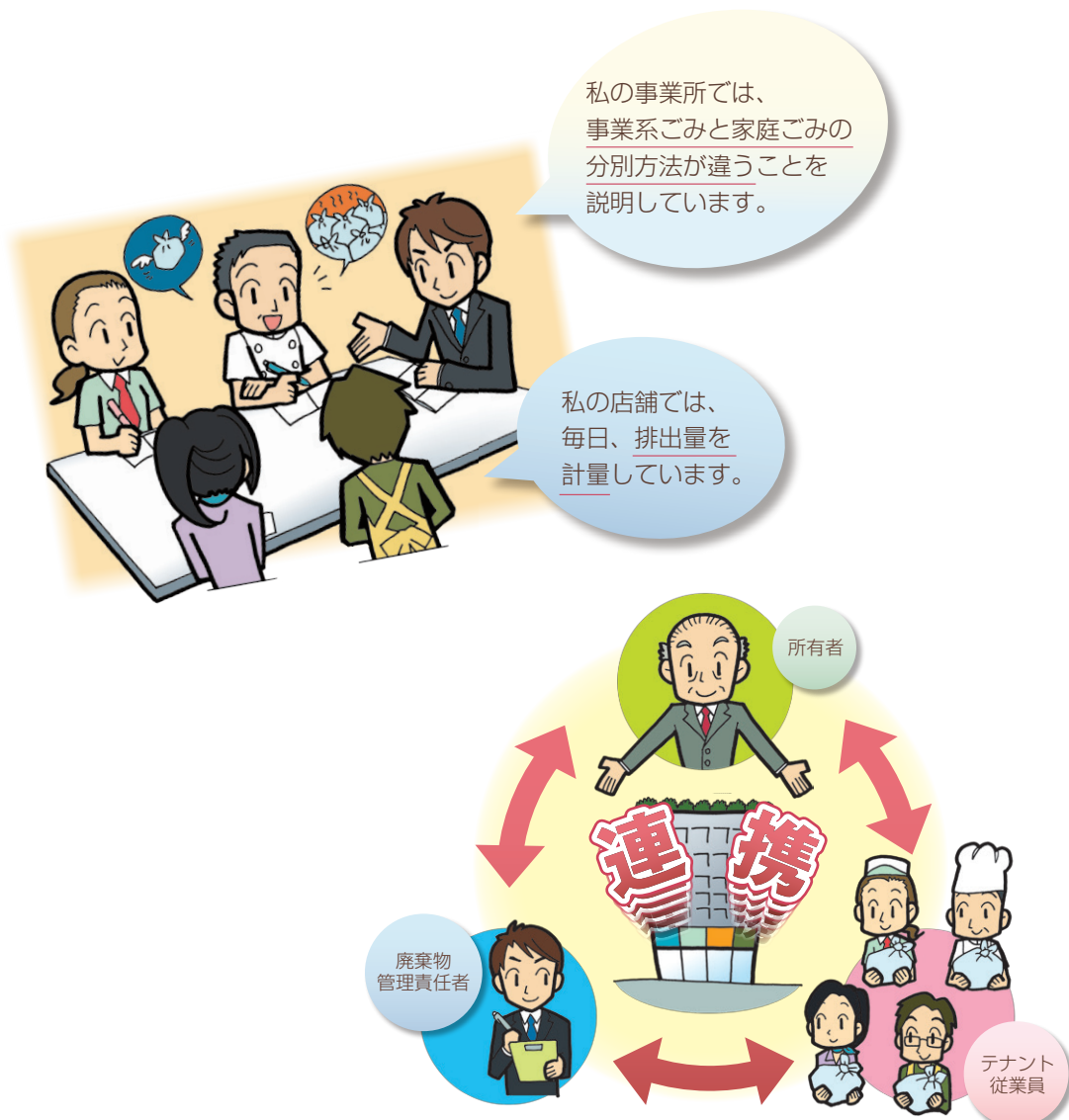
事業系ごみの減量は、所有者や廃棄物管理責任者だけの力では達成できません。社員、テナント従業員、清掃員など皆さんで相談していきましょう。

具体的効果をあげるためには、事業活動に携わる皆さんがそれぞれの立場に関わっていくことが大切です。皆さんが連携し、組織をあげて事業系ごみの減量とリサイクルに取り組むことでより一層効果があがります。

### 建物全体の統一的な組織作り

業種の異なる複数の企業が使用するテナントビルに関しては、テナントごとに取り組みを行っているケースが多いようです。テナントの多いビルでは、統一的な分別を行うことは難しいことも想定されますが、廃棄物管理責任者と各テナント担当者が定期的に話し合う機会を設け、ビル全体の統一的な分別ルールを作りましょう。

また、テナントごとに「リサイクル担当者(責任者)」を選任してもらい、担当責任者会議を定期的に開催し、ごみ減量や適正処理に関する意見交換を実施するのも有効な手段です。



# 4

## ごみ減量とリサイクルの具体的な進め方

事業所で発生するごみの種類は、事業内容によって多様であり、ごみの量も事業規模によって異なります。

ごみの減量を進めるためには、それぞれの事業所に合った効果的で効率的なシステムを作る必要があります。

廃棄物管理責任者を中心に「ごみ量を把握する→検討する→設定する→実行する」という手順でごみ減量システムを策定してください。



### 1 Step1 「ごみ量を把握する」：建物内のごみの実態把握

まずは、ごみの種類と量、分別、保管、処理の実態を知ることが重要です。

ごみ量の把握は、減量計画の策定や減量効果を確認するためにとても大切です。

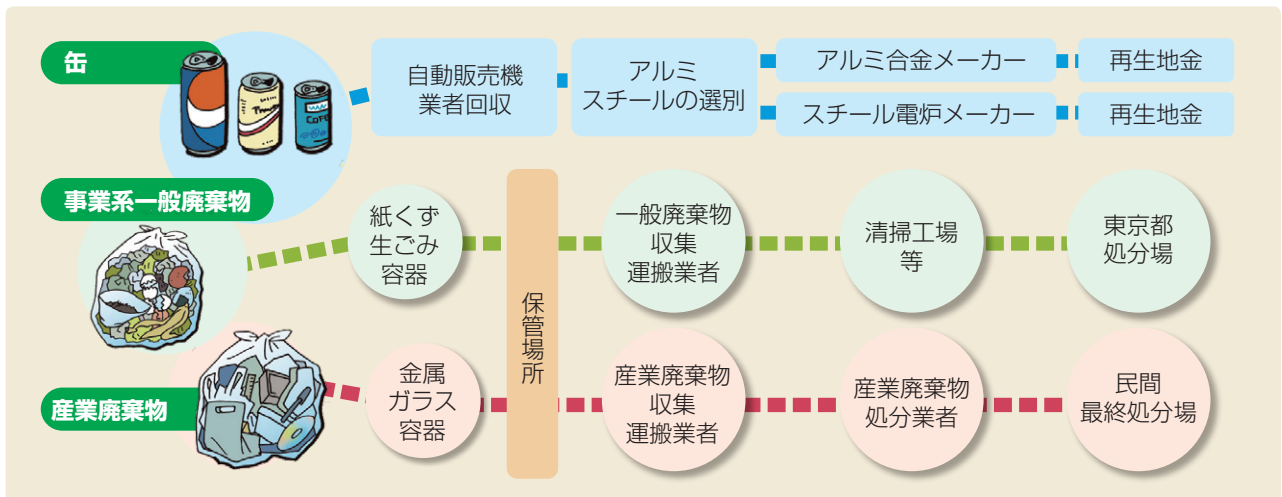
また、ごみの排出量は、処理料金を支払う根拠にもなるため、処理業者からの報告だけに任せるのではなく、定期的に計量するなど自ら排出量を把握してください。



### 2 Step2 「検討する」：ごみの減量に向けた検討

次に、実態把握の結果に基づき、ごみの種類ごとに発生・排出抑制の可否やリサイクルの可否の検討を行います。

リサイクルの可否を検討する場合には、リサイクルルート確保はもちろん、効果的な分別区分、排出、保管場所、表示方法などのルール化も併せて検討することが必要です。また、日頃から廃棄物やリサイクルなどの処理業者と協力関係を構築し、情報共有や意見交換など連携を図っておくことも重要になります。





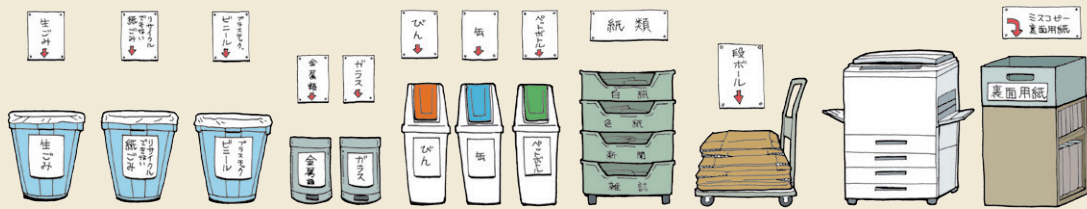
### 3 Step3 「設定する」：数値目標と3Rのルールを設定

続いて、検討結果に基づいて具体的に取り組み内容を定めていきます。

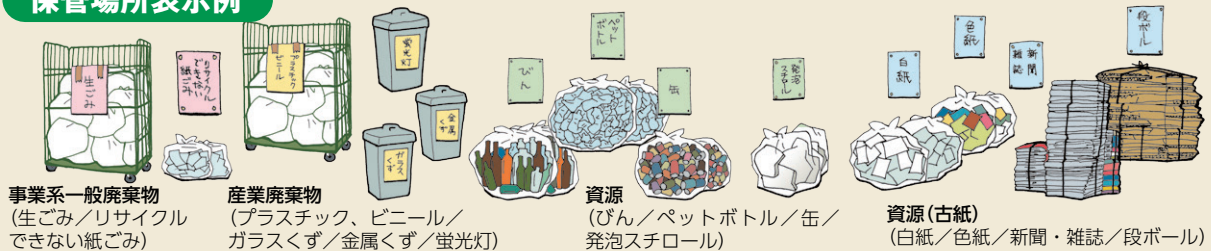
ごみの発生・排出抑制、再使用、リサイクルを進めていくためには、実現可能な数値目標を設定することが大切です。目標設定の段階から、所有者・社員・テナント従業員・清掃作業員等の意見を取り入れ、ごみの発生抑制・再使用、リサイクルを目指す具体的な行動につなげていきましょう。

また、リサイクルのルール設定にあたっては、分別容器を設置し、廃棄物保管場所での分別保管できる環境整備が必要です。社員・テナント従業員・清掃作業員だけでなく処理業者ともよく相談しましょう。具体的には、ごみの種類ごとに区分し、ごみの名称、注意事項、分別方法や手順などを明記したプレートやポスターを掲示してください。必要に応じて分別マニュアルを作成するのも有効な手段になります。

#### 分別表示例



#### 保管場所表示例



### 4 Step4 「実行する」：目標の実現に向け具体的な取り組みの推進

最後に、事業所の一人ひとりがごみの減量・リサイクルについて意識を持ち、行動することが重要となります。

取り組みにあたっては、社員やテナント従業員、利用者への呼びかけや啓発を継続的に行っていくことが大切です。関係者への分別マニュアルの配布等、社内研修、社内報、掲示板を活用するのも有効な手段になります。

また、発生抑制とリサイクルのルールが守られているか、定期的に確認し、見直しや改善につなげてください。効果が見られなかった取り組みについては、ルールを見直すなど、無理なく無駄なく、減量・リサイクルを進めていきましょう。この定期的な確認や日常管理が再び「Step1『ごみ量を把握する』」につながり、実践行動のループが完成します。





# TOPICS 1

## 区の立入調査・指導と感謝状贈呈

### 区の立入調査

区では、担当者が定期的に個々の事業用大規模建築物を訪問しています。再利用計画書に基づいた発生量・再利用量・廃棄量の実態、委託契約書や廃棄物管理票(マニフェスト)などの帳簿類の整備状況、ごみの分別・保管状況を調査しています。調査時には所有者や廃棄物管理責任者に対して、当該建物の特性及び実情に合ったきめ細やかな助言・指導を行っていますのでご協力をお願いします。



### 所有者の違反に対する指導・措置

事業用大規模建築物の所有者が条例(廃棄物の減量義務、廃棄物管理責任者の選任・届出、再利用計画書の作成・提出)に違反しているとき認められるときは、改善勧告、事業者名などの公表、処理施設への搬入禁止などの措置をとることもあります。



### 感謝状贈呈

区が立入調査を実施した事業者のなかから、ごみの発生抑制・リサイクル・適正処理に顕著な実績をあげており、他の事業者の模範となる事業者に感謝状を贈呈しています。

